

審　查　基　準

令和4年5月13日作成

法　令　名：技能検定員審査等に関する規則
根　拠　条　項：第8条第1項
処　分　の　概　要：技能検定員資格者証の再交付
原権者（委任先）：徳島県公安委員会
法　令　の　定　め：
審　查　基　準：
（判断基準が「法令の定め」に尽くされている处分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標準処理期間：7日
申　請　先：徳島県公安委員会（申請書は、警察本部交通部運転免許課（阿南分室及び阿波分室を除く。）へ提出。）
問い合わせ先：警察本部交通部運転免許課（088-699-0110）
備　考：